

消費税のインボイス制度をご存知ですか

令和5年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
 税務署では、インボイス制度の説明会を開催（無料）しておりますので、是非、ご参加ください。



【登録申請スケジュール】

登録申請書
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、
原則として令和5年3月31日までに登録申請書を
提出する必要があります。

登録申請

インボイス制度

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
10月1日

適格請求書（インボイス）とは

→ 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」
であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他
これらに類する書類をいいます。

**適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた
「適格請求書発行事業者」に限られます。**

インボイス制度説明会 開催日程

- ・「事前予約制」で開催いたしますので、参加を希望する場合は、お問合せ先までご連絡ください。
- ・予約の申込状況等により、ご希望に添えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

開催日	時間	場所	定員	事前予約締切日時
令和4年	7月22日	八尾納税協会	各20名	7月15日17時まで
	7月28日			7月21日17時まで
	8月3日			7月27日17時まで
	8月9日			8月2日17時まで
	8月26日			8月19日17時まで
	8月26日			8月19日17時まで

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、開催が中止になる場合があります。

開催会場

八尾納税協会 八尾市高美町4丁目1番6号 3階会議室

お申込
お問合せは

メールでのお申込は yao@nk-net.co.jp（八尾納税協会宛）
 八尾税務署 法人課税第1部門
 TEL 072-992-1251 音声ガイダンスの後「2」（内線 232・233）

インボイス制度について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ
 (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

